

契約番号 _____

物 件 売 却 契 約 書

- 1 物 件 名
一級河川白川（沈砂池）における堆積土砂
- 2 契約金額（単価契約）円/m³
取引に係る消費税及び地方消費税を含む。
- 3 履行期間契約締結の日から令和8年11月30日まで
- 4 契約保証金免 除
- 5 契約履行の場所仕様書のとおり

売却人及び買受人は、上記事項及び約款のとおり契約を締結する。この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、売却人及び買受人が地方自治法施行規則第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

契約締結年月日 年 月 日

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

売却人 京 都 市

代表者 京都市長 松 井 孝 治 印 ※

住 所

買受人 商号又は名称

代 表 者 名 印 ※

※ 電磁的記録により締結する場合は、電子署名をもって「印」に替える。

(総則)

第1条 売却人及び買受人は、表記記載の契約に関して、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面その他の関係図書（別に売却人が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に義務を履行しなければならない。

- 2 買受人は、この契約を履行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約の履行に関し売却人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関し売却人と買受人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによるものとする。
- 6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法及び商法の定めるところによるものとする。
- 7 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の履行)

第2条 買受人は、表記の契約金額をもって、表記の履行期間について、表記の買取等を誠実に遂行しなければならない。

(売却の中止等)

第3条 売却人は、必要があると認めるときは、売却等の中止、売却等の内容の変更又は履行期間の伸縮を行うことができる。

- 2 前項の場合において、買受人は、売却人に対して契約の解除を求めることができる。

(検査の実施)

第4条 売却人は、この契約による買受人の買取等の遂行に関し、検査を行うことができる。

- 2 買受人は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 3 買受人は、第1項に規定する検査に合格しないときは、当該買取等を中止し、又は改善を行わなければならない。
この場合において、これに要した費用は、買受人の負担とする。
- 4 前3項の規定は、前項の規定により買取等を改善する場合について準用する。

(遅延損害金)

第5条 買受人は、自己の責めに基づく理由により買取等を中止し、又は中断するときは、遅延損害金として、業務を履行しない日数に応じ、1日につき契約金額の1,000分の1に相当する金額を売却人に納付しなければならない。ただし、既に一部の買取等を履行しているときは、その部分に相当する金額を控除して算出した金額とする。

- 2 前項の日数の計算に当たっては、第4条第1項の規定による検査に要した日数は、算入しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、買受人が契約期間内に物品等の引取りを完了せず、売却人が物品等の保管の場所を変更し、又は第三者に保管を委託した場合の費用は、買受人の負担とする。

(損害の負担)

第6条 当該契約に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて買受人の負担とする。ただし、売却人の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。

- 2 物品等の売却は、現有のまま引渡しを行うこととし、物品等の処分、再取引に必要な費用が発生しても、買受人の負担とする。

(契約の解除)

第7条 買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、売却人は、契約を解除することができる。

- (1) 買取等の誠実な遂行ができる見込がないとき。
- (2) 正当な理由がないのに買取等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。
- (3) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。
- (4) 買取等の遂行に当たり、正当な理由がなく売却人の指示に従わなかったとき。
- (5) 履行期間が終了するまでに、契約を締結する能力を有しない者又は破産者になったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。
- 2 買受人は、前項の規定により契約の解除があったときは、売却人にその損失の補償を求めることができない。
- 3 買受人は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の買取等の遂行があり、売却代金の納入がないときは、直ちに未納金を納入しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、売却人は、総価契約にあつては契約金額の10分の1に相当する額を、単価契約にあつては契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の範囲内で違約金として買受人に請求することができる。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は、買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第9条 売却人は、第7条第1項各号に掲げる場合のほか、買取等の履行期間が終了するまでに、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

- 2 第7条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 3 売却人は、第1項の規定により契約を解除した場合において、買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 買受人は、売却人の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、又はこの契約に係る権利を第三者に譲渡し、若しくはこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

- 2 買受人は、本契約に係る売却人の売却物品等を処分し、又は第三者に譲渡し、若しくは使用させるときは、法令等を遵守するとともに、仕様書等及び売却人の指示に従わなければならない。

(売却金額の支払)

第11条 買受人は、売却人が指定する期日までに、売却人が定める手続により、売却代金を納入しなければならない。

- 2 買受人が前項の期日までに売却代金を納入しないときは、遅延日数に応じ、売却人は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による割合で計算した額の遅延利息の支払を買受人に請求することができる。

(物件の調達等に関する禁止事項)

第12条 買受人は、この契約に係る競争入札に参加した他の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（買受人の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。ただし、買受人が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部の提供を受ける必要があるため、あらかじめ文書による売却人の承諾を得たときは、この限りでない。

(紛争の解決)

第13条 この契約に関し、売却人と買受人との間で紛争が生じたときは、売却人及び買受人は、協議のうえ第三者を調停人に選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

2 前項の規定による解決のために要する費用は、売却人及び買受人がそれぞれ負担する。

(個人情報の取扱い)

第14条 買受人は、この契約の履行に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(電磁的記録による契約締結に係る契約成立日の特約)

第15条 本契約を契約の内容を記録した電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）により締結する場合で、売却人及び買受人が電子署名を行った日と、本電磁的記録に記載の契約締結年月日が異なる場合は、本電磁的記録に記載する契約締結年月日に契約を締結したものとみなす。

(電磁的記録による契約締結に係る読み替え)

第16条 本契約を電磁的記録により締結する場合は、次の左欄に掲げる規定中同表の中欄6掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第1条、第17条	契約書	契約書又は契約の内容を記録した電磁的記録
第1条	文書	文書又は電磁的記録

(補則)

第17条 この契約書に定めがない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令によるほか、売却人と買受人とが協議して定める。

特 記 事 項

(買受人の談合等の不正行為に係る売却人の解除権)

第1条 売却人は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

(2) 刑法第96条の6の罪について買受人（買受人が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。）に対する有罪の判決が確定したとき。

(3) 刑法第198条の罪について買受人に対する有罪の判決が確定したとき。

2 売却人の解除に伴う履行部分の検査及び引渡し、前払金の返還その他の売却人が契約を解除する場合（買受人の履行が完了するまでに売却人の都合により解除する場合を除く。）の措置に係る本則の規定は、前項の契約の解除について準用する。

(買受人の談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第2条 買受人がこの契約に関して前条第1項第1号のいずれかに該当したときは、売却人が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、売却人が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、買受人は、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として売却人の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、命令又は処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、買受人が共同企業体であり、既に解散しているときは、売却人は、買受人の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、買受人の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、売却人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、売却人がその超える分について買受人に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(買受人が暴力団員等であった場合の売却人の解除権)

第3条 売却人は、この契約の履行期間中において、買受人（買受人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が次の各号のいずれかに該当していたときは、契約を解除することができる。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

(3) 買受人が、第1号に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、売却人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

2 買受人が前項各号のいずれかに該当したときは、売却人が契約を解除するか否かにかかわらず、買受人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として売却人の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項に規定する場合において、買受人が共同企業体であり、既に解散しているときは、売却人は、買受人の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、買受人の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(不当介入の場合の報告書の提出等)

第4条 買受人は、暴力団等による暴力、脅迫及びこれらに類する手段の行使を受けたとき、又は暴力的手段の行使による要求を受けたときその他の不当な介入（以下「不当介入」という。）があったときは、これを拒否するとともに、速やかに市長及び京都府警察本部長に対して報告書を提出しなければならない。

2 買受人は、暴力団等による不当介入により被害を受けたときは、直ちに市長に対し報告するとともに、速やかに所轄の警察署に対して被害届を提出しなければならない。

3 売却人及び買受人は、暴力団等による不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれのあるときは、双方協議のうえ、履行期限を延期し、又は履行の内容を変更することができる。

(消費税等の率の変動に伴う契約金額の変更)

第5条 消費税法の改正等によって消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

一級河川白川（沈砂池）における堆積土砂の売却に関する仕様書

（売却に当たっての基本的な考え方等）

第1条 沈砂池に堆積している土砂の採取及び搬出は事業者自らが行うこと。また、採取後の土砂を活用するための粒径選別、洗浄等の処理工程については、沈砂池から搬出した後に行うことを基本とする。ただし、沈砂池内におけるスケルトンバケット等を用いた粒径選別については協議により可能とする。

2 土砂の採取に当たっては、本市が河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可（第43条の協議）を受けているため、事業者がこれら法令の許認可を受けることは不要とする。

3 計画採取量は〇〇m³とする。

4 売却する土砂は、1 m³を最低数量とする。

5 売却する土砂は、沈砂池に自然堆積した川砂であり、木の枝などの不純物が含まれている場合がある。

（採取場所）

第2条 採取場所は下記沈砂池内とする。

一級河川白川沈砂池（京都市左京区北白川琵琶町他地内）

（採取期間）

第3条 土砂の採取期間は、本市との契約期間のうち、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、本市との協議により、採取期間を変更する場合がある。

（計量・精算）

第4条 事業者は、運搬車両の台数により採取量を管理するものとし、採取完了後、採取した土砂の合計数量を完了報告書及び運搬管理表にて速やかに本市に報告すること。

なお、合計数量に1 m³未満の端数があるときは、当該端数を1 m³とみなして採取量を算出するものとする。

2 第1項の報告後、事業者は、本市が発行する納入通知書により当該請求金額を支払うものとする。

（現場条件等）

第5条 土砂の採取に当たり、事業者は適切な安全対策を講じるものとし、搬出入に際しては、沈砂池への出入口（主要府道下鴨大津線に面する箇所）に交通誘導を行う人員を1名以上配置するものとする。

2 作業時間は昼間とし、標準的な作業時間帯は、9時から17時までとする。また、休日（土

曜日・日曜日・祝日)の作業については、原則行わないものとする。

- 3 出水期間中(6月16日から10月15日)の作業においては、日々の作業終了時に重機等を必ず指定の退避場所へ移動させるものとする。また、大雨警報が発令された際は直ちに作業を中止し、重機等および作業員は同警報が解除されるまで指定の退避場所へ退避すること。
- 4 採取作業により流下阻害を生じさせないこと。本市職員から流下阻害の恐れについて指摘を受けたときは、直ちにこれを是正すること。
- 5 作業が完了するまでの間、事業者は常時連絡が取れる体制を確保するものとする。
- 6 沈砂池の周囲には民家・会社等が点在しているため、生活・営業等に支障を生じさせないように十分に配慮して作業を行うとともに、建設機械等使用時においては、騒音・振動に十分注意して作業すること。また、沈砂池に至る河川管理用通路について、自転車・歩行者等が通行する場合があるため、最徐行にて通行すること。
- 7 採取作業に先立ち、沈砂池周辺地域へ本市から事前周知を行う予定である。事業者は、本市が行う地域への周知に協力すること。
- 8 作業上の事故やトラブルが生じた場合には、本市に速やかに報告するとともに、事業者の責任において処理すること。
- 9 事業者は、作業に際して沈砂池内又はその隣接敷地若しくは付近道路において、工作物または人畜に与えた損害や、民有又は官有の施設を破損した場合は、事業者の費用負担で原状に復旧しなければならない。また、資材・機器材、土砂の搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は、事業者の責任において清掃等を行うこと。
- 10 事業者は、過積載防止の徹底を図るため必要な対策を講じること。
- 11 沈砂池から搬出後の土砂の堆積等の行為は、規模等により、宅地造成及び特定盛土等規制法、その他法令の許可等の対象となる場合がある。対象となる場合には、各種法令に従い、必要な措置を講じること。
- 12 売却後の土砂の活用方法等について、本市から事業者へヒアリングを行う場合がある。この場合、事業者はヒアリングに協力すること。

(その他)

第6条 本仕様書に定めのない事項については、本市と事業者が協議のうえ決定するものとする。